

## 清須市電子入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この訓令は、清須市契約規則(平成17年清須市規則第50号。以下「契約規則」という。)及びあいち電子調達共同システム(CALS / EC)利用規約(以下「利用規約」という。)の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (優先順位)

第2条 この訓令の規定は、電子入札において清須市入札者心得書(平成17年清須市告示第17号。以下「心得書」という。)に優先する。ただし、この訓令に規定のない事項は、心得書の規定を準用する。

### (用語の定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム(CALS / EC) あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行う、入札参加資格申請サブシステム、電子入札サブシステム、入札情報サービスサブシステムの3つで構成されるシステム(以下「電子調達システム」という。)をいう。
- (2) 電子入札 電子調達システムを利用して行う入札・開札等の手続きをいう。
- (3) 紙入札 電子調達システムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続きをいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者(以下「特定認証局」という。)が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。
- (5) 工事関係委託 利用規約に定める設計・測量・建設コンサルタント等業務をいう。
- (6) 契約担当者 発注機関において、電子調達システムを利用する契約案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する職員をいう。
- (7) 開札場所 開札に使用するパソコンが設置されている事務室又は会議室等をいう。

### (電子入札の対象)

第4条 電子入札対象案件は、当分の間、一般競争入札により実施する建設工事のうちから市長が決定するものとする。

### (電子入札への参加)

第5条 電子入札に参加することができる者は、清須市競争入札等参加資格を有し、特定認証局が発行したICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

2 特定共同企業体は、その企業体を代表する者のICカードで、電子入札に参加するものとする。この場合において、入札書等に特定共同企業体名を必ず入力しなければならない。

### (ICカードの不正使用等)

第6条 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合は、次の掲げる取扱いができるも

のとする。なお、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

- (1) 開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格を取消することができる。ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。
- (2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合は、落札決定の取消しをすることができる。
- (3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合は、契約の解除をすることができる。

(申請書等の提出)

第7条 申請書等の提出方法 入札参加者は、申請書等の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。

2 前項において、入札参加資格の確認に必要な資料(以下「資料」という。)がある場合は、電子調達システムの添付機能により電子ファイルで送信するものとし、この場合のファイル容量は1MB以内とする。この場合において、電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は次表のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
Word(Microsoft Corp.)	Word2003形式以下
Excel(Microsoft Corp.)	Excel2003形式以下
その他	PDF(Acrobat6以下) 画像ファイル(JPEG、TIFF又はGIF形式) 圧縮ファイル(Lzh、Zip又はCab形式。ただし自己解凍形式(EXE形式)は認めない。)

- 3 入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1MBを超える場合は、紙媒体で郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- 4 入札参加者は、提出した資料に誤り等があった場合は、申請書受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- 5 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、提出する前に必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、提出された資料にウィルス感染が判明した場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、当該電子ファイルを提出した者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。
- 6 契約担当者は、都合により申請書等受付締切日時を変更する場合は、申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

(入札書の提出)

第8条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。

- 2 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は通知書等に記載の日時とする。この場合において、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。
- 3 再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

(工事内訳書の提出)

第9条 工事内訳書の提出が必要な案件では、原則として指定する様式で電子調達システムの添付機能により電子ファイルで入札書提出時に添付するものとする。また、工事内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、第7条第2項に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルで、ファイル容量は1MB以内とする。

- 2 工事内訳書の提出期限は、入札書受付締切日時と同一とする。
- 3 工事内訳書の再提出については、認めないものとする。
- 4 ウィルス対策については、第7条第5項に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第10条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願(第1号様式)を提出し、紙入札審査結果通知書(第2号様式)により市長の承認を得なければならない。ただし、あらかじめ紙入札での参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく紙入札での参加ができるものとする。

- 2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合とする。
  - (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中である場合
  - (2) ICカードの失効、破損等により、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合
  - (3) パソコン等にシステム障害が生じた場合
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

- (1) 紙入札で使用する印鑑は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。
- (2) 入札書は、紙入札書(第3号様式)を使用する。
- (3) 工事内訳書の提出が必要な案件については、紙入札書と共に紙媒体の工事内訳書を提出する。
- (4) 締切日時は、次のとおりとする。

ア 紙申請書等の受付締切日時は、電子入札における申請書等受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時は、電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子調達システムにより入札書受付

締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札の承認を受けた者が辞退しようとする場合は、紙媒体による入札辞退届を提出することができるものとする。  
(入札参加資格の失効)

第12条 開札日までに、清須市の工事請負契約に係る指名停止等の措置規程(平成17年清須市訓令第34号)に基づく指名停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。この場合において、共同企業体の構成員が指名停止の処分を受けた場合は、当該共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合は無効とする。  
(開札)

第13条 契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子調達システムに登録した後に開札を行うものとする。

2 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立会うことができるものとする。

3 契約担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のない職員を立会させた上で、電子署名をするものとする。

4 契約担当者は、開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子調達システムにおける電子くじによって落札者を決定するものとする。この場合において、くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子調達システムに自動生成機能を用いてくじ番号を決定する。

(入札の無効)

第14条 契約規則第13条に規定する事項及び次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない入札

(3) 同一案件において、電子と紙による入札書の提出をした入札

(4) 特定共同企業体において、代表者名義のICカードによらない入札

(5) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札

(6) 工事内訳書の提出が必要な案件において、工事内訳書の添付のない入札

(責任の範囲)

第15条 電子入札において、申請書、入札書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第16条 契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域的な停電等のために、電子調達システムが使用できなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

(1) 軽度の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合は、必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがなく電子入札の確実な実施が見込めない場合は、紙

入札に変更し、入札参加者に電話等確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、既に送信された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

(雑則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。